

事 務 連 絡
平成18年3月24日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護報酬算定に係る主な告示の内容について

標記につきましては、別添の内容で確定いたしました（既に官報に入稿されており、送付した内容からの変更はありません。）ので、送付するとともに、これらの告示の公布日についても併せて御連絡いたします。

なお、加算等の届出につきましては、4月算定分については今月25日までの届出としたところですが、併せて、今月22日（水）に介護制度改革インフォメーションvol.78「平成18年4月改定関係Q&A（vol.1）について」問87（別添参照）の中でお示ししたとおり、「4月1日から加算の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意が得られれば、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱い」としたところであるので御留意方お願いいたします。

また、上記取扱いについては、地域密着型サービス、施設サービスを含めた全てのサービスの届出についても同様とするので、併せて御留意いただくとともに、地域密着型サービスの届出に関して、管内市区町村に対してもその旨速やかに御連絡いただくようお願いいたします。

厚生労働省老健局老人保健課

企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (2176、3960、3949)

【省令】

番号	告示名	法令番号	公布予定日
1	厚生労働大臣が定める一単位の単価	平成12年厚生省告示第22号	3月30日
2	厚生労働大臣が定める者等	平成12年厚生省告示第23号	3月28日
3	厚生労働大臣が定める基準	平成12年厚生省告示第25号	3月29日
4	厚生労働大臣が定める施設基準	平成12年厚生省告示第26号	3月29日
5	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法	平成12年厚生省告示第27号	3月29日
6	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	平成12年厚生省告示第29号	3月29日
7	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数	平成12年厚生省告示第30号	3月28日
8	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等	平成12年厚生省告示第31号	3月31日
9	居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額	平成12年厚生省告示第33号	3月31日
10	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域	平成12年厚生省告示第53号	3月31日
11	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係るサービスの種類	【新規】	3月28日

その他

【加算届出関係】

(問87) 訪問通所サービスにかかる加算等の届出については、毎月15日までに行われれば翌月から算定とのルールを、今年の3月に限り25日までとする特例が設けられたが、特例があってもなお、届出が間に合わないことが懸念されることから、さらなる特例措置等の配慮がなされるべきではないか。

(答)

- 1 今年の3月に限り、訪問通所サービスにかかる加算の届出が25日までになされれば、翌月から算定することができるの特例をさらに延長することについては、
 - ① そもそも、加算等の届出を毎月15日までとしている趣旨が、居宅介護支援事業所や利用者への周知期間のためであり、ある程度の周知期間が必要であること
 - ② 利用者の立場に立てば、当然に、あらかじめ、限度額や利用者負担額への影響も含めたサービス内容についての説明を受ける権利があり、利用者が納得の上でのサービスでなければならないこと等、適切なケアマネジメントという観点から、困難であると考えている。
- 2 ただし、加算にかかるサービスを適切に提供しているにもかかわらず、届出が間に合わず、加算を算定できないということも、適正な事業運営にとって支障を来し、ひいては、利用者に対するサービス提供にも支障を来すことが懸念される。
- 3 そこで、4月1日から加算の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意が得られれば、4月1日にさかのぼって、加算を算定できることとする扱いとされたい。
- 4 なお、混乱を避けるため、その場合であっても、事業者は、利用者に対し、ケアプランが事後的に変更され、加算がさかのぼって算定される可能性があることを、あらかじめ説明しておくことが望ましい。